

■ 樹木等の適切な維持管理について

道路上に樹木等を張り出さないでください。

道路上に樹木等が覆いかぶさると、自動車や歩行者等の通行阻害や道路標識、カーブミラー等の道路施設を見えにくくして、事故の原因にもなりかねません。

民地にある樹木等は土地所有者の管理物です。道路上に張り出した樹木等が原因で事故が発生した場合、その土地所有者が責任を問われることもあります。

通行者の安全と事故防止のためにも、土地所有者の責任で道路上に張り出した樹木等の伐採や剪定等の適切な維持管理をお願いします。

※民地から道路上に張り出している樹木等は、市で現況を確認した後、状況に応じて土地所有者に指導をさせていただきます。

(注) 道路交通に危険が迫っている場合は、緊急措置としてやむを得ず、道路管理者が該当樹木等を伐採することもありますので、ご理解をお願いします。



※道路上にはみ出た樹木等は通行を阻害し、道路標識等が見えにくいと交通事故の原因にもなりかねません。

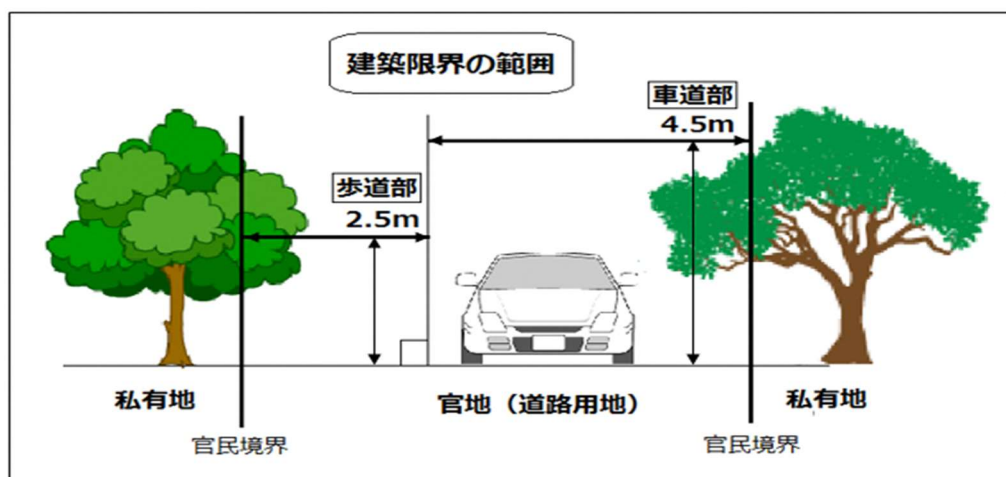
【関係法令】

道路の建築限界（道路法 第30条、道路構造令 第12条）

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木等が道路上に入っていない「空間」を「建築限界」として法で定められています。

高さについて車道の場合は、「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木等が道路に張り出していると「建築限界」を侵している可能性があります。

【参考図】



民法 第 233 条（竹木の枝の切除及び根の切取り）

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各所有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

民法 第 717 条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

※「瑕疵(かし)」…通常あるべき安全性を欠いている状態。

道路法 第 43 条（道路に関する禁止行為）

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、または汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。